

新鶴見小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月25日策定

令和 4年5月23日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②学校いじめ防止基本方針の目的

国のいじめ防止対策推進法及び横浜市のいじめ防止基本方針を受け、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るために本校と地域の実態に応じた基本方針を制定することにより、いじめの問題への未然防止を含めた対策を進め、いじめのない学校の実現をめざすことを目的とする。

③いじめを防止するための基本的な方向性

新鶴見小学校教育目標の実現とともにいじめの根絶を目指し、だれもが安心して豊かに生活できる学校・地域づくりに向けて、学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

<いじめの未然防止のために>

- ・子どもが主体的に取り組み、自ら課題を解決しているように学習展開を工夫するとともに、友達と学びあう中で自己有用感を感じられるような授業作りを進める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心通う人間関係の構築を目指し、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・児童運営委員会・人権委員会を中心とした、児童主体のいじめ防止への取組を支援、推進する。
- ・学校、家庭、地域が一体となったいじめ防止への取組を行う。

<早期発見・早期対応>

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行える体制の整備を行う。
- ・いじめの早期発見につなげるために、教職員と児童のより良い関係づくりに努める。
- ・いじめを早期発見、早期対応できるよう教職員の資質の向上を目指し、研修会・研究会等を充実させる。
- ・定期的に児童へのアンケートを行い、早期発見に努める。
- ・目に見えるけが、器物損壊や紛失等の物質的損失、学級や学年をまたいだトラブル等は、特に注意して見守っていく。積極的認知を目指し、初期対応を迅速かつ丁寧に行うことで児童の安心感につなげていく。

<適切な処置・措置>

- ・いじめへの対応は教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で組織的に取り組む。

2 組織の設置及び組織的な取組について

①「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・委員会は校長、副校長、教務主任、各学年主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ・必要に応じて学校カウンセラー、心理や福祉の専門家等、外部の専門家、学校運営協議会等の地域の校

学校関係者の参加・助言を求める。

②「いじめ防止対策委員会」の役割

・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり月に1回以上、定期的に取り組む。なお、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。

・校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・いじめ防止に向けた年間計画の作成・取組の推進・PDCAサイクルでの検証はいじめ防止推進部が行う。

③「いじめ防止対策委員会」の活動内容

●未然防止

○いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

○対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者・地域に周知。

●早期発見・事案対処

○いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。

○いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。

○重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

●研修の実施

○いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

●取組の検証

○学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめ未然の防止への取組

・「分かる授業づくり」の推進と全ての児童が参加・活躍できる授業の構築

1年間を通した重点研究・校内授業研究会

初任研、年次研等の授業研究を伴う研修の充実

・YPアセスメントの実施と子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える学校風土をつくる。

YP—プログラムの活用

・懇談会、学校説明会、PTA総会などでのいじめ防止協力の呼びかけ

・児童運営委員会、人権委員会を中心とした児童主体の取組への指導と支援

児童がいじめを自分たちの問題としてとらえ主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

インターネット安全教室の実施【3年生 6年生】

・学活・道徳等、教科を通して自己肯定感や他者意識を高める指導 【通年】

②いじめの早期発見への取組

・全市一斉のアンケートの実施(いじめ解決一斉キャンペーン) 【12月】

・家庭訪問・個人面談(希望性含む)の実施 【4月 9・10月 12月】

・いじめを見逃さない教職員の体制づくり

学年ごとの実態に合わせ、教科担任による指導、学年を解体しての指導、朝の会・給食指導の交代など学年・学校全体で児童を見守る。

・児童情報共有の推進

学年研・打ち合わせ・四部会・主任主幹会・職員会議、特別支援コーディネーター会議等

③いじめに対する措置

・「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員が抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として組織として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

・被害児童及び保護者への支援

被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

・加害児童及び保護者への指導・支援

加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

・警察署等関係機関・専門機関との連携

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められた場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、被害生児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向、プライバシー保護、及び人権的な配慮をした上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

③研修等の実施

・児童理解研修、人権研修の実施

・いじめ防止、迅速な初期対応に向けた校内研修の実施

④学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業の活用

・学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業等の活用

いじめ問題など、学校が抱える課題を地域や家庭と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑤いじめの解消

いじめの解消している状態とは、

○いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

の2つの条件を満たしていることとする。

※定期的に被害児童、加害児童の見守り及び相談活動を行うとともに、保護者との定期連絡を行い状況の把握に努め、適切な対応を組織的、継続的に行うことを目指す。

4 重大事態への対処について

○重大事態への対応

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

・重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

・重大事態の調査事案が重大事態であると判断した場合は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査にあたる。いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分聴き取りをするとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた当該児童を守ることを最優先とした調査を行う。また横浜市教育委員会の支援・指導を仰ぐことはもちろん、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。また、調査結果は横浜市教育委員会に報告する。

・児童、保護者への報告

調査によって明らかになった事実関係については、関係者の個人情報に配慮し、いじめを受けた児童やその保護者に対して必ず報告する。

5 年間計画

月	学校(地域・保護者)	教職員	児童
4月	○家庭訪問・希望性個人面談	○特別支援研修(個別支援学級、特別支援教室、国際理解教室関連) ○いじめ防止対策委員会①(年間活動方針等の確認、引継ぎ)	
5月		○いじめ防止対策委員会②(情報共有)	○児童会スローガン提案→決定(児童運営・代表)
6月	○学校説明会 ○学校運営協議会① (②以降は調整中) ○学校・家庭・地域連携事業実行委員会	○第1回小中合同研究会 ○いじめ防止対策委員会③	○インターネット安全教室(3・6年) ○児童運営委員会活動
7月	○地区懇談会	○Y-P アセスメント①(全学年) →Y-P プログラムの実施 ○いじめ防止対策委員会④	○児童運営委員会活動→振り返り、子ども会議代表児童選出(児童運営)
8月		○いじめ防止対策委員会⑤ ○人権研修 ○いじめ防止研修 ○第2回小中合同研究会	○横浜こども会議(ブロック) ○横浜こども会議鶴見区交流会
9月	○個人面談	○いじめ防止対策委員会⑥	○横浜こども会議全校向け報告
10月		○いじめ防止対策委員会⑦	○児童生徒交流日(部活動体験)
11月		○いじめ防止対策委員会⑧ ○Y-P アセスメント②(全学年) →Y-P プログラムの実施	○防犯教室(2・5年)
12月	○全市一斉アンケート(いじめ解決一斉キャンペーン) ○希望性個人面談	○いじめ防止対策委員会⑨	○人権週間(人権委員会活動)
1月		○いじめ防止対策委員会⑩	
2月	○学校・家庭・地域連携事業実行委員会	○いじめ防止対策委員会⑪	○児童会活動振り返り →次年度報告事項と方向性確認
3月		○いじめ防止対策委員会⑫(振り返り、次年度引き継ぎ)	
通年		○「分かる授業」の推進と全児童が参加・活躍できる授業づくり	○交流学年とのペア活動

6 その他

○必要があると認められる際には、この「新鶴見小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。